

資料：女性・子どもの危急対応と 「性買売」法改正の方向（1）

—新宿1955～64の検討を中心に—

田中弘子

(家庭科研究室)

序

近年、女性暴力関連3法や性売買改正等のとり組みに関し、韓国の女性たちの動きは注目に値する。家父長制や女性、若者の意識の動向など多くの共通点をもつ国としても学ぶ点が多い。

韓国において家庭暴力に関する法律は、「家庭暴力犯罪処罰に関する特例法」と「家庭暴力防止及び被害者保護に関する法律」（1998）である。法制の過程で重視されていた問題は、経済的な負担なしにこの法律をつかうことができる、被害者が届け出でから判決が出るまで、身辺保護が受けられるようにすること、家庭暴力の行為者が相談や受講命令をうけ自活できるようにすること、である。特例法の運用において、検察の段階で「家庭保護事件」と「刑事処分」の2つの選択が可能になっている。現在は、この法律は保護処分一辺倒になっていると見られる。

韓国の社会が多様化や国際化してきたのは、1990年に移住労働者受け入れ国になって以来のことである。韓国人男性と外国籍女性の婚姻は、1990年に619件、2003年に19,214件に増加し、韓国人女性と外国籍男性の婚姻は4,091件から6,444件に増えた。^{註1)} とくに国際結婚のために移住した女性たちがうける家庭暴力は、社会的法律的に構造化してきている。このような暴力は、商業的な目的をもった私設の仲介業者により、韓国人男性たちによる事実上の「性の買売」になってきている。これらか

ら、法制定と実態との格差、ぬけ道、離婚、人工妊娠中絶の上昇など、マクロな視点からみる必要や検討すべき課題がある。

日本における性の買売については、「売春防止法」（1956）と「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」（1999）がある。DV防止法が、性と人権、あるいは暴力に深く関わりながら、センターや一時保護などの問題をすり抜けて来てしまっている。また、配偶者の性のように明らかな見えない問題、年少者の問題、移住者の問題等が山積している。警察白書では、「売春防止法5条」違反で検挙された女性の数は、2003年に227人になる。また予算面では、福祉関連で婦人保護事業費291,516,000円（2004）、警察庁関連では買売春の取締強化として、39,357,000円（2004）となっている。^{註2)} 婦人保護事業には、女性相談所のDV対策が含まれるので、買売春としての費用はそれほど見込まれていないのである。

現在10以上の団体が、性の買売に関し、刑法を中心とする、新しい法制度の制定を呼びかけている。「売春防止法」改正の実際問題として、当事者性や法律上の「救済」と「処罰」、運動面等からの理論の立て直しが必要である。

I シェルターGと「売春防止法」の動き

敗戦直後は、日本の政府が業者とともに、GHQに対

註1) 2003年統計庁基準

註2) 角田由紀子、日本における性買売の現状と課題（日韓女性人権シンポジウム、2004）

し売春の施設をつくって提供するところから始まる。しかしその後、性病感染の問題があり、逆にGHQの方から「公娼制度廃止に関する覚書」が出された。それによっていわゆる街娼が増加し、新しい集娼地域も出て、人権を蹂躪する事件が多発した。

政府はこの指令に基いて「娼妓取締規則」を廃し、同時に地方における規則等を廃止したので、明治5年に継ぐ2回目の娼妓解放が全国一斉に行われたことになる。しかし、業者は警視庁の指示により、廃娼の申し出を行い、「接待所」という名の”公娼でない公認の私娼”を認められたという形式をとった。警視庁の通達「公娼制度廃止に関する件」「接待所及び接待婦取締内規に関する件」は、売春婦の登録制ということの意味した。同年に、接待所は特殊喫茶、特殊飲食店に、接待婦を従業婦と呼び変えて、政府は売春の制度を温存したのであった。

警視庁は、①前借制度の廃止 ②身体ほか自由の拘束禁止 ③搾取の禁止、いわゆる売春3原則を提示したが、集娼政策に変わりはない。同年の次官会議では、①売淫を目的とする一切の雇用契約ならびに金銭消費貸借の無効 ②地方長官は花柳病伝播のおそれある者に健康診断、伝染病患者に強制治療をさせることができる を通達し、これに基いて警視庁は従来の都内集娼地域を指定地域として赤線で囲んだことから、公娼・私娼地区を総称して「赤線地域」と呼ぶようになった。都内にできた「赤線地域」は16箇所である。^{註3)}

1947年に、GHQの命令によって、勅令9号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」^{註4)}その後1948年の国会には、政府の方から「売春等処罰法」が出された。それが審議未了に終わり、地方自治体がそれぞれの条例で売春を禁止することになり、翌年、東京都が「売春等取締条例」を出した。^{註5)}

公娼制度が廃止され、前借金などの禁止と処罰に関する勅令によって、廃娼のたたかいは終わりを告げたかに思われた。しかしまたたく間に、赤線すなわち特殊飲食

街として黙認された売春街と、「ヤミの女」や「パンパン」は復活した。公娼制度復活反対協議会（後に売春禁止法制定促進委員会と改称した）には80団体が参加し、96万余の署名を集めた。これに応じて、1952年に勅令9号を国内法として確立し、翌年の参議院予算委員会での質問に対しては、犬養法相が「総合対策」の意向の必要をもらしていた。この間Gを事務局として、売春処罰法制定促進婦人大会や売春禁止法制定期成全国婦人大会などが開かれた。その後、超党派による女性の議員団がつくられ、「審議会」を内閣において立案、提示する意向が示され、法務委員会でも積極的な構想が述べられた。1954年には、設置要綱と売春問題対策協議会がつくられ、議員立法として売春等処罰法案が提出された。これは、継続審議、廃案、再提出、審議未了となった。1956年5月に漸く売春防止法が制定され、Gも各都道府県が設置する、婦人保護事業の一環となったのである。

II 調査研究の枠組み

1 シェルターGの概要

シェルターGは、明治より法人によって女性の福祉に関し活動を展開してきた。1894（M.27）より新宿に居を定めて、女性のための救済館を開始したのがGの前身となった。Gの設立当初の「規則」には、半世紀以上もあとの「売春防止法」を先取りする点がみられる。名目上は人身売買（身売り）または買売春（売春）の「おそれ」として、経済的な理由などにより養育・教育する家族や身寄りをもたない、または危急にある若年の女性に範囲を広げている。この事実は、婦人保護事業の委託をうけた時期を含めて、変わらない点であろうと予測される。またG自身の指針としては、「自主自立」を旨として、昼間の職業・仕事と、夜間の教育を実施していた。

1958年に、「売春防止法」による婦人保護事業の一環である、婦人保護施設の1つとして東京都から委託をうけた。したがって公的な機関としての位置づけをもって

註3) 警視庁によれば、1957.3までに、業者1,912、従業婦3,762人である。

註4) 警視庁の1948年の検挙統計資料では、11,563名、うち初犯は1,706名、ほかは再犯以上であった。

「ヤミの女」の取締法令としては、刑法、性病予防法、1947年の勅令第9号などである。

註5) 総理府国立世論調査所の「風紀（売春等処罰法案（第2国会提出、審議未了、廃案）に対する世論調査）を関東2,300人、仙台400人を対象に行った。結果は、①散娼（「ヤミの女」や「パンパン」）の禁止は賛成、遊郭形式のものはあった方がよい。厳重な取締は好ましくない。買娼行為そのものはやむを得ない。②売春婦は、自らの罪というより、社会の犠牲者であると考えている、等であった。

年次別売春事犯検挙状況 (註6)

	1953		1954		1955		1956		1957	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総数	5,873	710	6,756	981	10,749	1,245	7,875	3,202	9,496	4,137
性病予防法	2				33	2	28	8	16	
取締条例 売春	5,548		6,373		9,523	51	5,135	648	5,783	924
ほか	310	679	348	952	556	737	1,111	1,257	1,816	1,517
その他法令	13	13	35	29	638	455	1,601	1,289	1,881	1,696

売春関係人権侵犯事件調 (註7)

年	受 理			処 理				
	旧受	新受	計	処置	非該当	処置猶予	その他	未 済
1950	5	23	28	10	2	1	6	9
1951	9	119	128	17	24	29	28	30
1952	30	157	187	28	32	40	60	27
1953	27	155	182	41	22	21	66	32
1954	32	225	257	72	31	36	83	35
1955	35	228	263	64	43	57	51	48
1956	48	272	320	22	31	119	59	89
1957	89	350	439	44	23	220	51	101
1958	101	156	257	17	7	153	43	37
1959	37	47	84	3	12	36	15	18
1960	18	29	47	2	5	12	6	22
1961	22	27	49	13	3	10	11	12
1962	12	15	27	12	1	2	1	11
1963	11	13	24	4	5	2	4	9
1964	9	5	14	5	3	3		3
1965	3	2	5	1		1		3
1966	3	4	7	1	2			4
1967	4	5	9	4			2	3
1968	3	3	6	2	1			3
1969	3	4	7	2	1		1	3
1970	3	4	7	1	2			4
1971	4		4		1	2		1

註6) 警視庁統計資料 1955が増加しているのは、警察法の改正により自治体警察が廃止され、三多摩地区が警視庁の管轄区域に編入されたためである。

註7) 法務省人権擁護 処置欄は「侵犯事実を認め勧告説示・援助等の処置をしたもの」

いるのだが、同時に後援会があり、NGO、ボランティアも参加しており、独自の努力や工夫を積み重ねてきた点で、民間性をも強く併せもっている。

2 時代区分

記録があった敗戦後より、ほぼ現代までを通して、Gについて仮に次のように時代の区分を試みている。

- (1) 1946～1954 敗戦より「売春防止法」制定以前の時期
- (2) 1955～1964 「売春防止法」制定前後からセクシュアリティの概念が変革される以前の時期
- (3) 1965～1990S. 女性の権利と、性、人権の問題が広く意識化されてきた時期

3 利用者の生活と選択（1955～1964）（註⁸）

S1；悩みごとがあって、死ぬ覚悟で家を出たんですけど、死にきれなくて、それで福祉事務所へ行ったんです。（略）それでここに入れてもらうことになったんです。（1958－63）

H；福祉事務所から紹介されて、ある病院で付き添いの仕事をしていたときに、入院患者の男性を好きになったんですよ。（略）今日でここをやめて出て行きなさいということになりました。（略）医師の先生から紹介されて婦人相談所に入り、そこから来ました。（1959－62）

H；最初は内職をしていました。それから渋谷の工場で車の部品を作っていました。そこが移転することになったので、野方のカメラ部品を作る職場に移りましたが倒産して、顕微鏡を造る会社を紹介されて、一年ほど働いて結婚しました。

S1；私はここからH先生のお友だちのところに住み込みで行きました。行儀見習いということでそのお宅に入り、2年ぐらいして、そこのお宅から嫁ぎました。

C；当時の職員は5人、それで寮生が40人、いつも満杯でした。2段ベッドで寝起きしてましたね。そして調理の職員が一人ですから、大変でした。

S2；暖房も何もなく寒い思いはしましたけど。冷たい足を抱えて一晩眠れなかったこともありますよ。

（略）ここで出産したこと（方）はありませんでしたが、中絶手術にはよく（ついて）行きました。

Ⅲ 調査研究の概要

1 調査の対象と方法

（1）調査の対象と実施方法

調査の対象は、Gの記録から協力が得られた、1955年から1964年までの利用者についてである。その生活背景として、年齢、教育歴、相談経路、などである。また、これらについて時代区分（1）の時期と（2）の時期を比較検討した。史料から得られる利用者数は、次のようである。

1955	1956	1957	1958	1959	1960	1962	1963	計
59	92	75	69	74	68	47	36	520

（2）分析の枠組み

本調査研究は、時代を区切り、その政治的社会的な背景の中で、第1に、女性や子どもが、その健康や安全、安心をどのような要因によって脅かされ、どのような状況におかれたのか、を問題ごとに検討する。またそれぞれを、時代区分（1）と（2）とを比較検討する。

第2は、そのひとりひとりが社会復帰を選択する場合、人的、物質的な個人資源として何が有効であったか、また支援や社会的な保障など、社会的な関わりの中では、どのような資源があったか、などを個別、具体的に探りたい。（次回、時代区分（2））

第1の要因や状況にかかわる項目を、次のように設定した。

- ①受入れ時の年齢
- ②教育歴
- ③相談経路
- ④利用事由
- ⑤健康状態
- ⑥家族状況

まず受け入れ総数は、（存在する記録は前（2－（1））の時代区分と同様に8年間分であるが、）この時期が圧

註8）社会福祉法人G会「G百年のあゆみ」ドメス出版、1994。p. 348－358

倒的に多い。この時期（2-（2））が前の時期の136.8%にあたり、いわゆる「売防法」制定から急激に上昇し、全面実施の翌々年からまた急激に下降している。

出身地に関しては、「住所」「出生地」「生育地」などによって、利用者の分布が明らかになり、また、直前の生活を推測できる資料となる。しかし、記録には住所、出生地、生育地が「不明」または「不定」が圧倒的に多い。実際には、関東・東北、とくに東京が（1）の時期と比較して、とりわけ高いが、ここでは図を省略する。

①の受入れ時の年齢は、受入れられた日時から、生年月日を差し引いたものである。

②教育歴は、直接にうけた学校教育が、「要因」との関連で、また「個人資源」としても重要な因子と考えられる。旧制であるか新制であったかについては、平均的な学齢によってグループ化した。

③相談経路については、個々さまさまである。それぞれの系統、管轄などにより、「福祉」「警察」「直接」「行政」「病院」「その他」の6つに分類した。「行政」には、区役所、民政局などが多く含まれる。

④利用事由は、個々の事情が多岐にわたり、また重複もするので、分類するのは困難である。1955年から1964年までの10年の間で、頻度が高い順に各事項を挙げた。（1）の時期とは、相当に項目が変わってくる。

⑤健康状態は、「不明」「なし」が高いのが特徴だが、「病気」の詳細については、僅かに分類できる。

⑥家族状況については、「生育家族」「結婚状況」「結婚後等の状況」などいづれも、利用事由の問題の「要因」や「その後の生活状況」と関連が深い。第2の家族を形成した事例など、次回（2）において個別の検討により詳しくみる事にして、ここでは「生育家族」について集計した。

2 調査の結果

（1）利用者の背景の問題の解析

①受入れ時の年齢（図Ⅰ-1）（図Ⅱ-1）

受入れ時の年齢は、20歳未満が約半分に減り、20～24、25～29が増えて、これらの合計が43%から55%になった。これらは、（1）の時期の20歳未満からの移行と、新しい層の輩出ということができる。

②教育歴（図Ⅰ-2）（図Ⅱ-2）

教育歴の申告では、まったく学校教育をうけていないか、または15歳未満で学校教育を離れたのは32%であり、（1）の時期の54%と比較すればかなり減少している。逆に、高等女学校中退・中学校卒が13%から46%と非常に高くなっている。この後者の層は、20歳代以降の就職難を含む、この時期の新しい現象ということができる。

③相談経路（図Ⅰ-3）（図Ⅱ-3）

相談経路としては、福祉関連は減少し54%から35%、逆に警察が15%から37%になっており、この時期の法律制定の影響と考えられる。直接に来た人が17%、行政が6%である。

④利用事由（図Ⅰ-4）（図Ⅱ-4）

シェルターを利用した事由は、「生活難」が22%、次いで「家出」「売春」がそれぞれ14%である。3つを併せて計50%になる。「売春」が浮上したことが特筆されるが、特別に高い割合というのではなく、他の項目に潜行し、含まれていると考えられる。その他は、「生活指導」「家庭不和」「素行不良」「孤児」「浮浪」が、それぞれ7～5%になっている。これらはいづれも、この時期の特徴的な問題である。

⑤健康状態（図Ⅰ-5）（図Ⅱ-5）

健康状態については、「その他」「なし」「不明」の計が82%から、64%になっている。健康状態を申告しない事が多い中でも、「病気」「性病」がそれぞれ7%、5%が、16%、14%へと、（1）の時期に比べて2～3倍近くになっている。また、「妊娠」「中絶」がそれぞれ2%あるのも、この時期の特徴である。

⑥家族状況（図Ⅰ-6）（図Ⅱ-6）

生育家族員数は、「0～2」人は46%から34%となり、（1）の時期からは相当に減少した。逆に、「3～5」人は、それぞれ15%、16%、14%で、これらの総数がかかなり増加している。「6～8」人は9%、5%、2%で、（1）の時期と前後している。

結

調査対象となっているシェルターGと利用者について、次のような論点を得られる。

シェルターGは、設立より家父長制や買売春問題について明確な意思をもち、行政や立法に働きかけを行い、財政運営面でも創意工夫を重ねてきた。その一方で、緊急時、敗戦直後やいわゆる「売防法」制定、DV防止法等では、行政から「女性の救済」を委託または予め想定されている。これらの諸点が矛盾とならずに、正当な要請にそって、「性買売」の法改正に向けられなければならない。

Gの利用者として、1955年から1964年の期間で見ると、時代と社会の背景を反映するものとして、10代が1955年からかなり減少していることが挙げられる。あるいは、前代の10代の問題が、20代以上に移行しているとも言える。20歳代以上では、その数が増幅し、新しい現象がみられる。1958年以降、福祉に代わって、警察が相当に活動している事と関係がある。これらは、「性の買売」の点からいうなら、その「防止」や「おそれ」の観点を含め、相当多くの女性が標的になったと見られる。一方で、経済的には女性の就職が、まったく保証されていないという状況であった。これらの意味で、「社会の貧困」に相当数の女性が集中させられたという事ができる。

利用事由からみると、「家出」「浮浪」は減少し、「誘惑」「離婚」「売春」「素行不良」が増加している。すなわち、「生活難」「家庭不和」など、貧困や家族問題を背負った女性個々人の選択と性買売の問題が、上記のような「防止」「おそれ」を含む、一定の層として浮かびあがる。また、逆にみるならば、法律制定前後の数年をすぎると、業者、従事者の身の振りが変わり、再び潜行し、別の場での活躍が見込まれる。「性買売」の問題の困難さは、まさにこの点にあると言える。しかし、性の買売の場の様相がさまざまに変化してきたと同時に、従事する女性の層と意識、仕事の状況が僅かずつでも明らかになりつつある。また、社会的な構造と位置づけも見えてくる。

本研究の調査結果から、次のような諸点を得られる。

第1は、利用者の年齢は、10代後半が約4分の1、20

代が圧倒的に多く計55%を占めたことである。また15歳未満で学校を離れたのが32%、高等女学校中退・中学校卒が46%にのぼる。相談経路として警察が37%あった点で、いわゆる「売防法」制定の影響がよよく見られる。「防止」「おそれ」を含め、相当数の女性たちが送られたと見られる。

直接来た人が17%にのぼり、この点には十分に施設の固有性、民間性がみられる。

第2は、利用事由として、「生活難」「家出」が併せて48%、「誘惑」「離婚」「売春」「素行不良」が計32%あった。年代は、上記の第1に述べたように20歳代前半、後半が多くを占める。これらの年齢と問題から、新しい層の現出を示していると言える。申告が少ない健康状態も、「病気」「性病」が多く、2-（1）の時期の2~3倍になり、「妊娠」「中絶」も注目される。

次の調査研究（2）においては、とくにこの新たに現出した層を中心に、利用者の選択と社会復帰に関し、諸支援・社会資源などとの関連について考える。その際、上の諸点を考慮していく必要がある。

（本調査研究の一部は、お茶の水女子大学21世紀COEプログラム、F-G e n s . A - 1（政策と公正）による共同研究において、H.15の組織配分をうけたものです。）

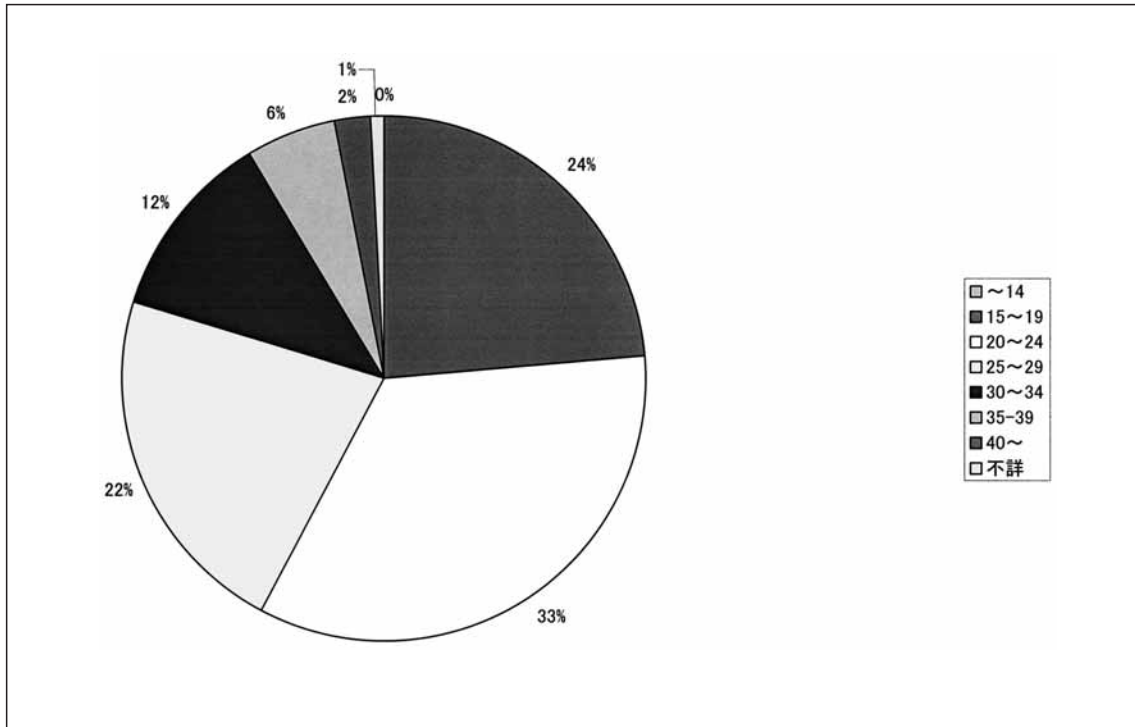


図 I - 1 年齢 (1955～1964)

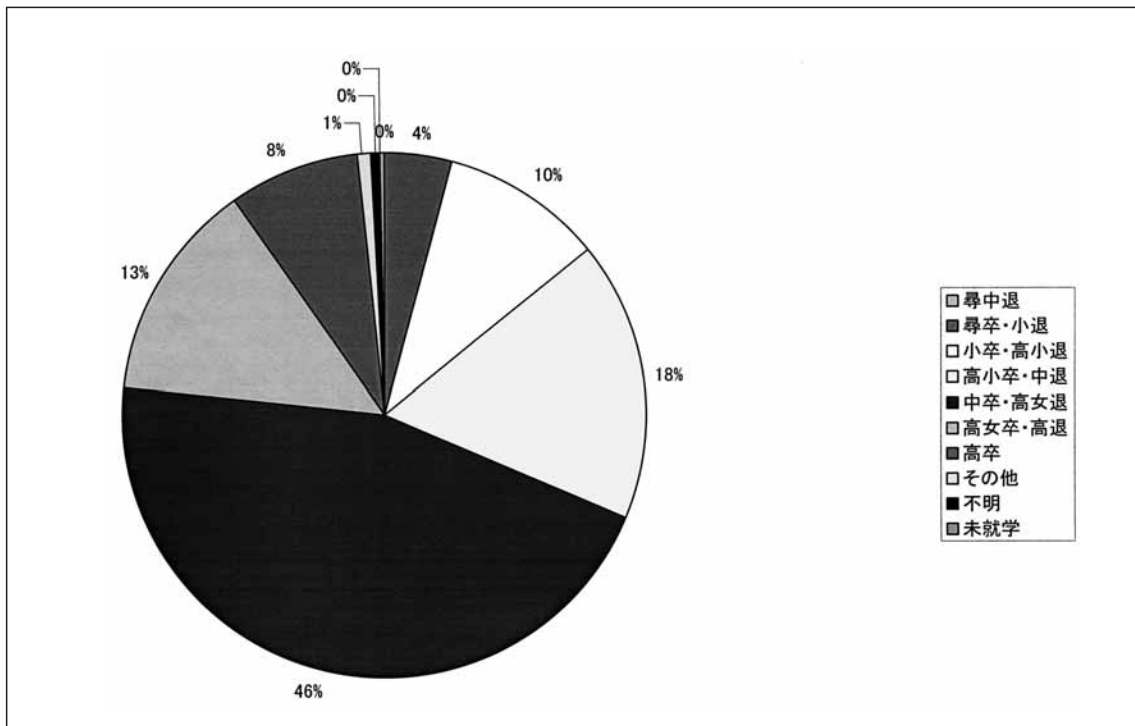


図 I - 2 教育歴 (1955～1964)

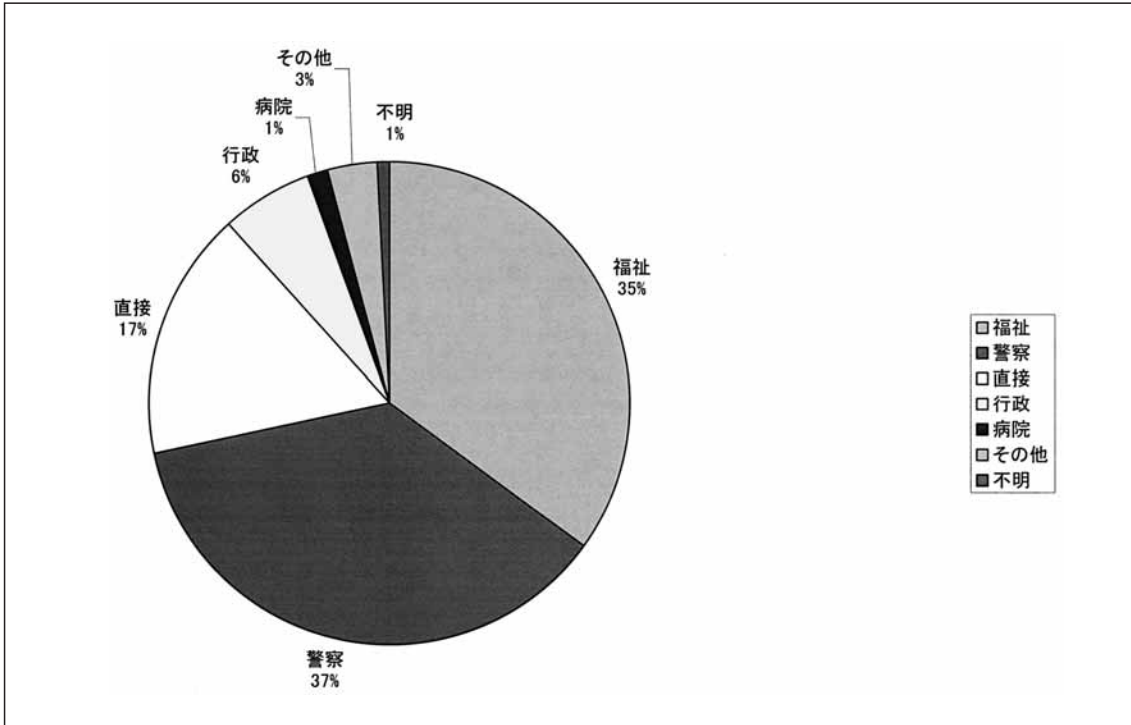


図 I - 3 相談経路（1955～1964）

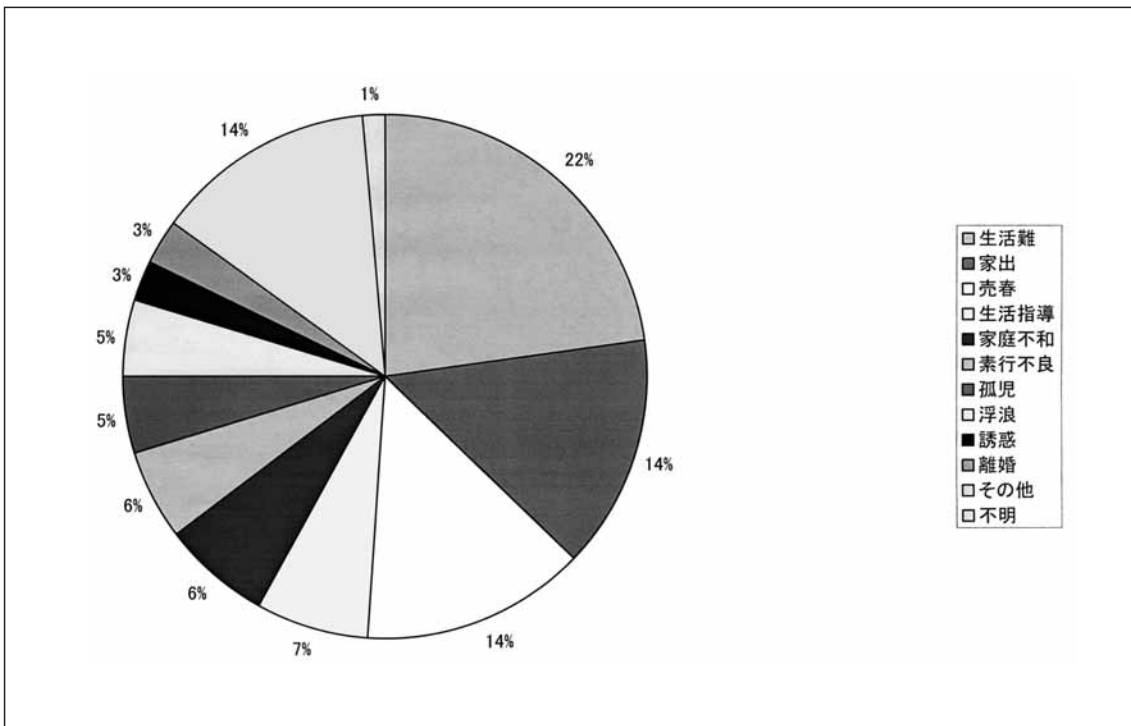


図 I - 4 利用事由（1955～1964）

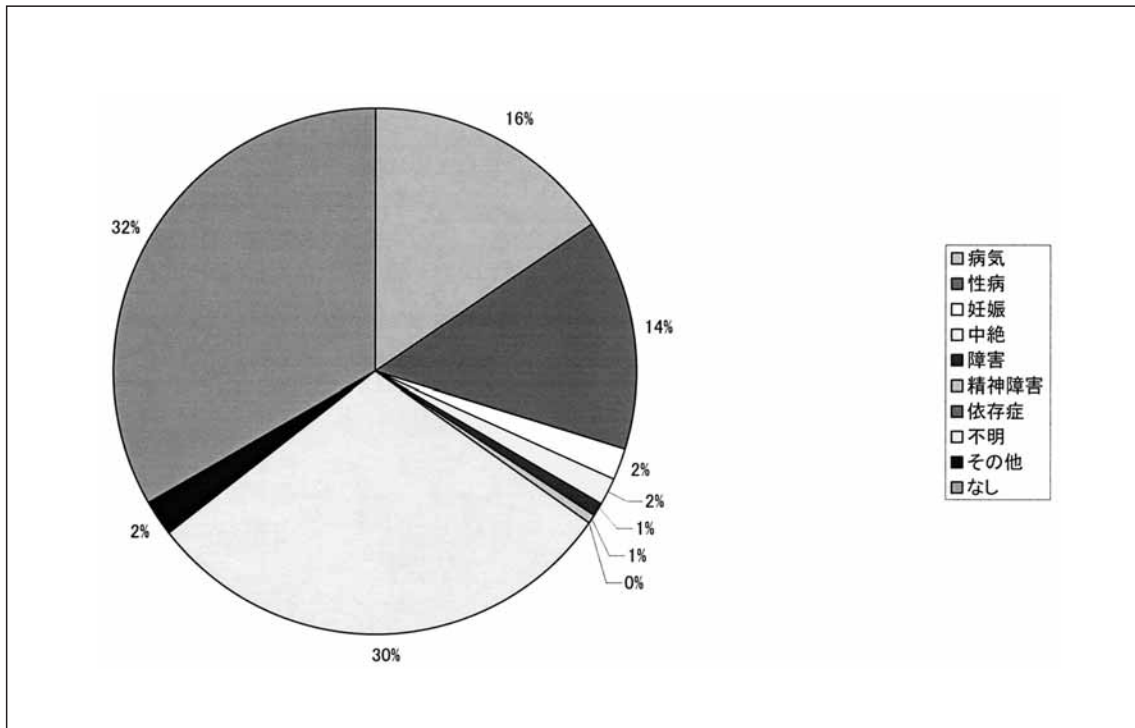


図 I - 5 健康状態 (1955~1964)

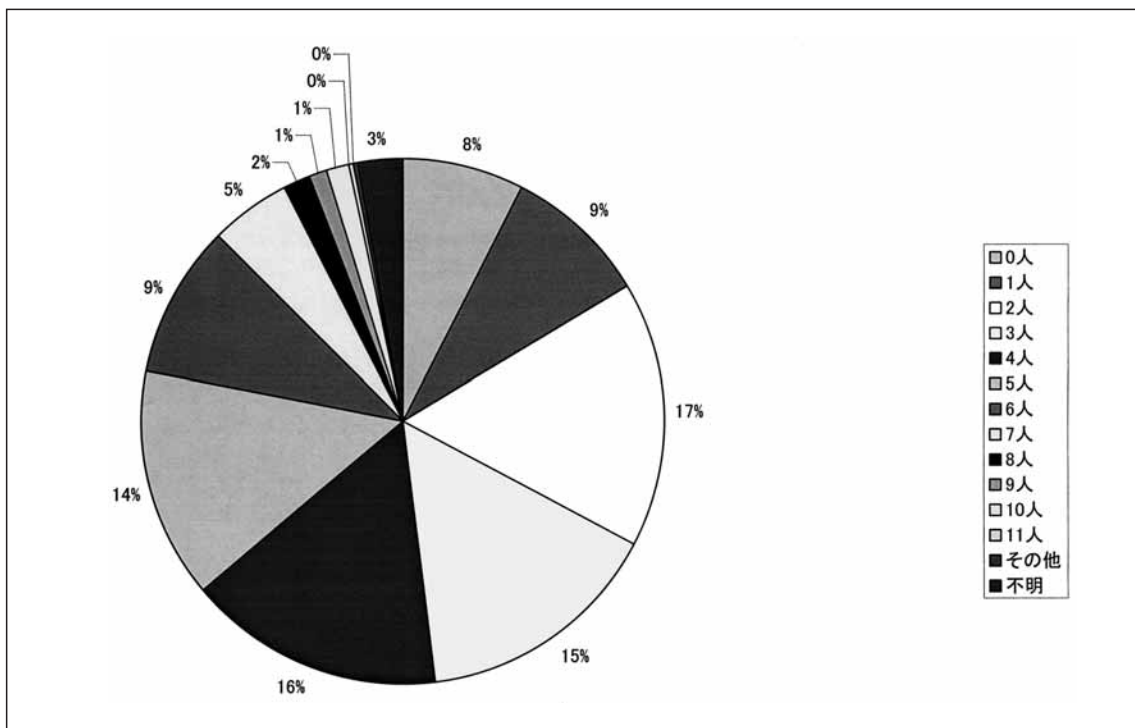
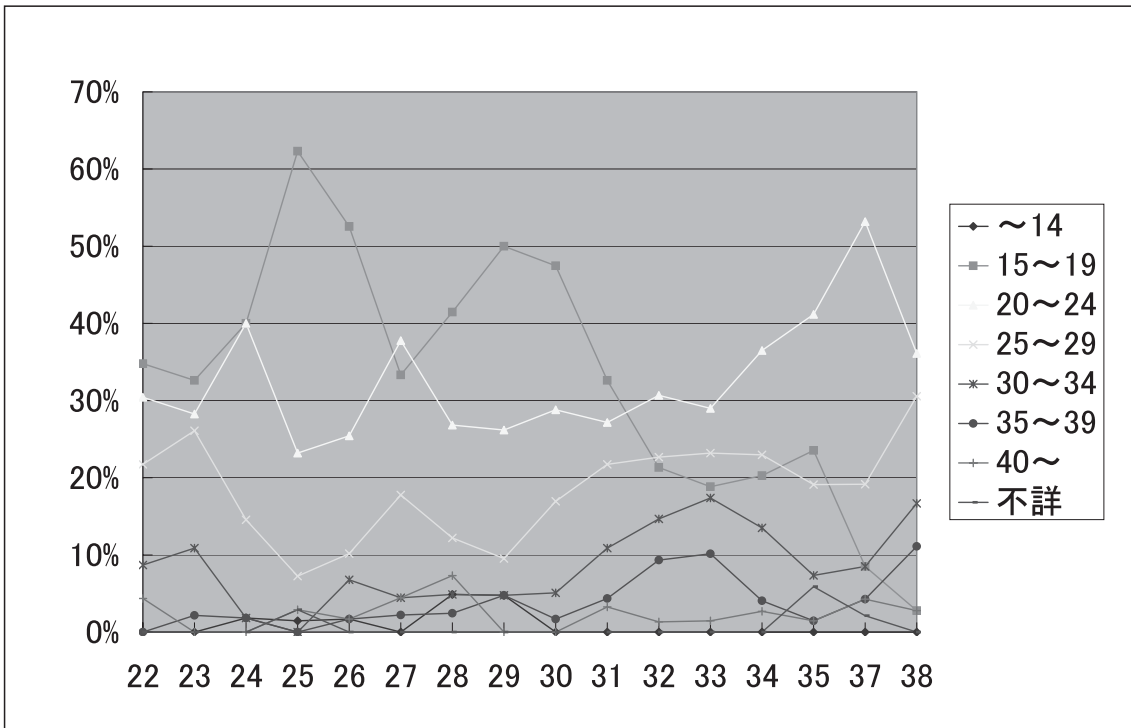
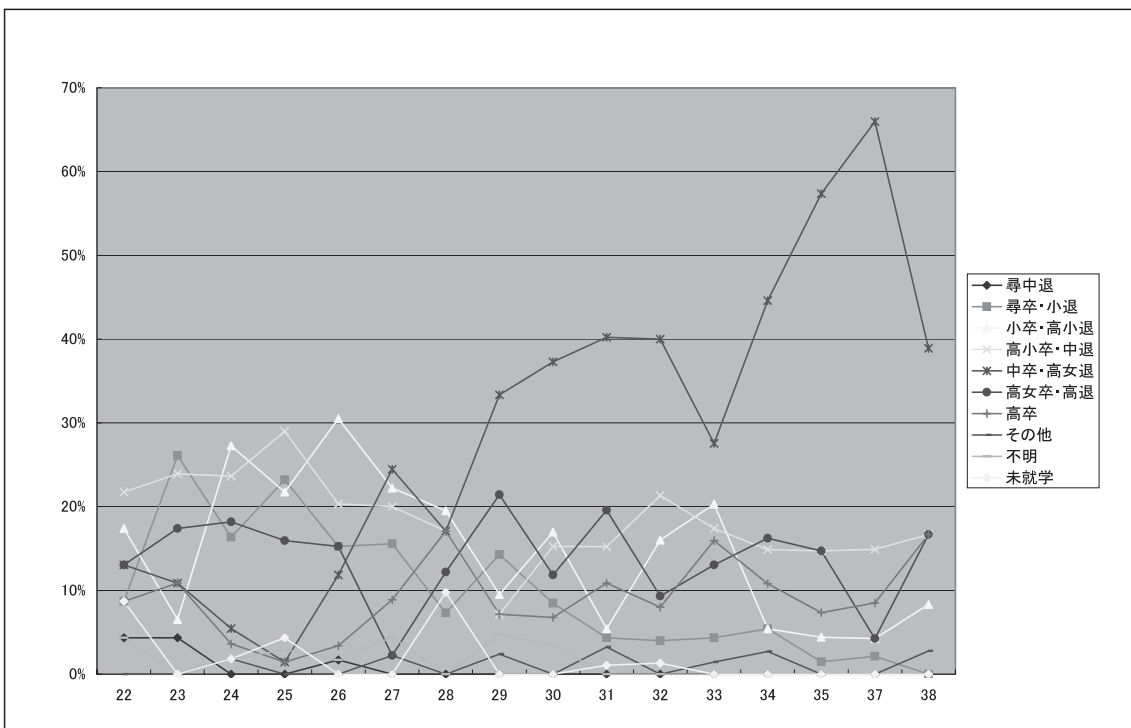


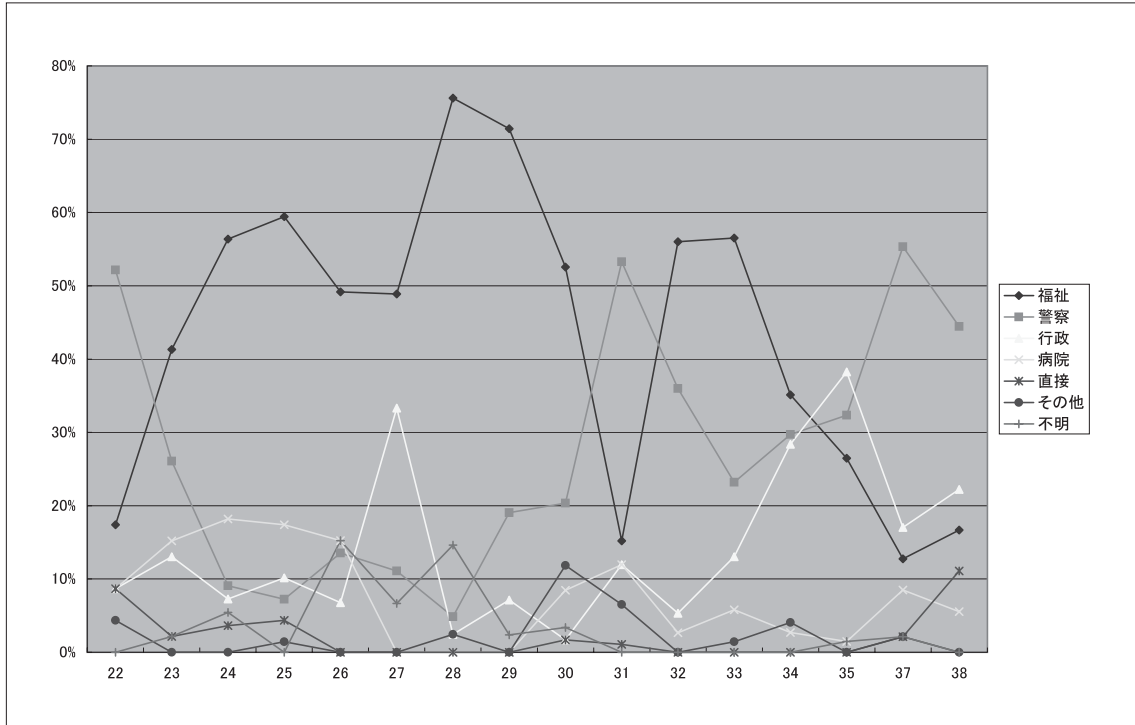
図 I - 6 家族状況 (1955~1964)



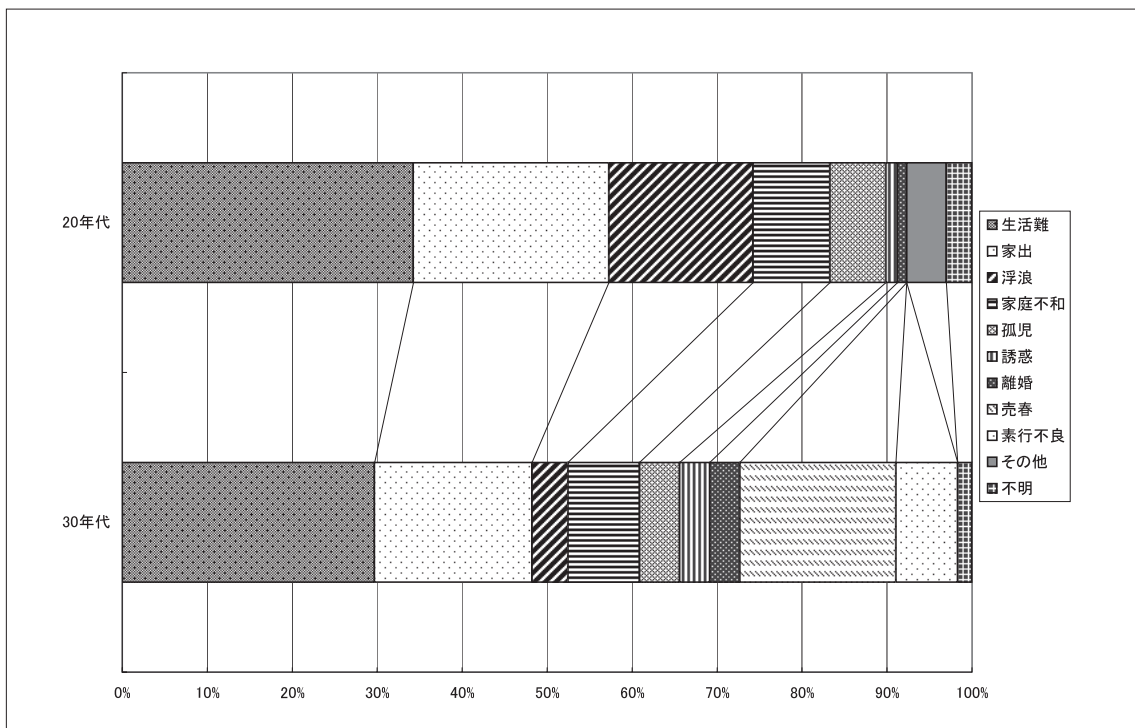
図Ⅱ-1 年齢の比較（1946～1964）



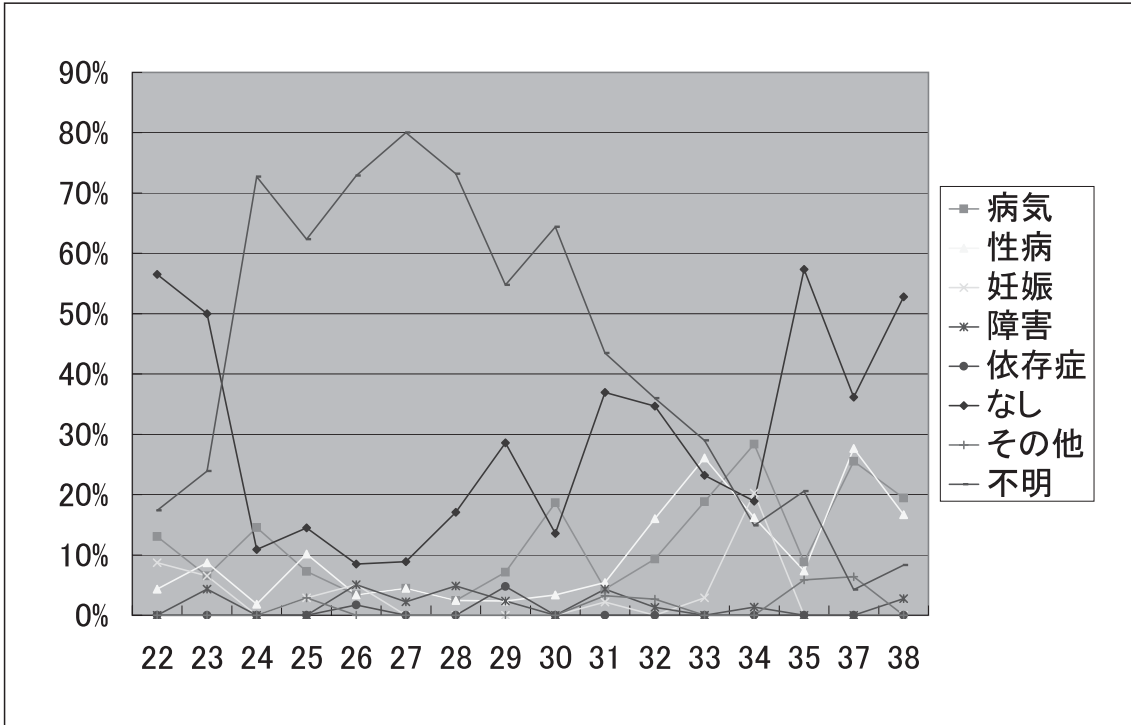
図Ⅱ-2 教育歴の比較（1946～1964）



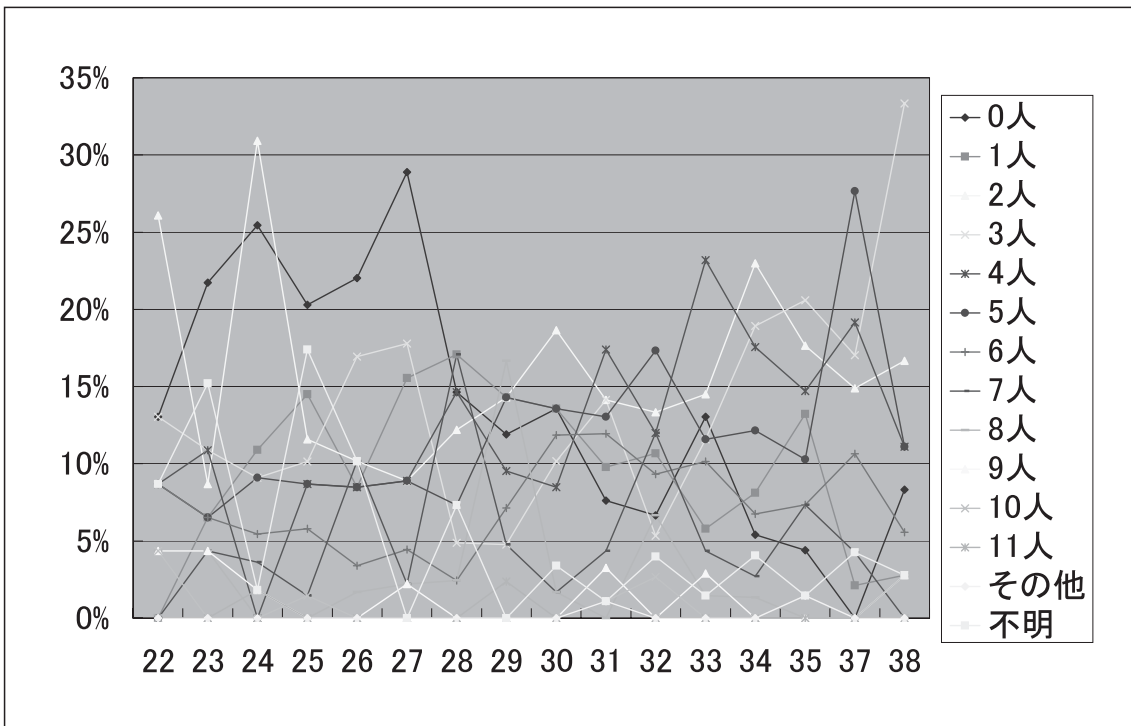
図Ⅱ－3 相談経路の比較（1946～1964）



図Ⅱ－4 利用事由の比較（1946～1964）



図Ⅱ－5 健康状態の比較（1946～1964）



図Ⅱ－6 家族状況の比較（1946～1964）

引用文献・参考文献

- 1 赤川 学, セクシュアリテイの歴史社会学, 勁草書房, 1999
- 2 あごら九州編, 買春王国 性を売る女たち, B O C 出版, 1994
- 3 浅倉・戒能, 他, フェミニズム法学 生活と法の新しい関係, 明石書店, 2004
- 4 アジアの児童買春阻止を訴える会, アジアの子ども買春と日本, 明石書店, 1996
- 5 有泉・団藤編, 売春, 法学新書, 1956
- 6 いのうえせつこ, 買春する男たち, 新評論, 1996
- 7 岩波講座, 現代の法 II ジェンダーと法, 岩波書店, 1997
- 8 上野・宮台, ほか, 買春解体新書, 柘植書房新社, 2001
- 9 戒能ほか, 狙われる子どもの性, 啓分社, 1991
- 10 兼松左知子, 閉じられた履歴書, 朝日新聞社, 1990
- 11 河田貞子, 婦人保護施設 Gの援助, 新しい家族 第29号, 1996
- 12 河村湊, 妓生(キーセン), 作品社, 2001
- 13 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 I 日本国内調査編, 1995
- 14 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 II アメリカ調査編, 1995
- 15 (財)横浜市女性協会, 横浜市女性相談ニーズ調査報告書 I, 1996
- 16 ジル・ウィルソン, 松村訳, 子どもの虐待をなくすために, 東信堂, 2001
- 17 城田すず子, マリヤの賛歌, かにた出版部, 1985
- 18 シャノン・ベル, 売春という思想, 青弓社, 2001
- 19 ジャン・ポテロほか, 福井・松本訳, 愛と結婚とセクシュアリテイの歴史, 新曜社, 1993
- 20 庄司・島村, ほか, “援助交際”の少女たち, 東研出版, 1997
- 21 新宿区, 新宿区婦人保護事業30年のあゆみ, 1988
- 22 新宿区地域女性史編纂委員会編, 新宿 女たちの十字路, ドメス出版, 1997
- 23 鈴木規之, 沖縄で買春について考える 琉球大生による買春意識調査をもとに「女たちの21世紀」No16, アジア女性資料センター, 1998
- 24 全国学校図書館協議会ブックリスト委員会, 性と生を考える, 全国学校図書館協議会, 1992
- 25 全国婦人相談員連絡協議会, 現在そしてこれから 婦人相談員業務実態調査報告集, 1992
- 26 千田夏光, ニコニコ売春, 汐文社, 1994
- 27 総合女性史研究会, 史料にみる日本女性の歩み, 吉川弘文館, 2000
- 28 総理府編, 売春対策の現況, ぎょうせい, 1986
- 29 Diamond, M., Karlen, A., Sexual Decisions, L. Brown & Company, 1980
- 30 Dooley, M. D., The evolution of welfare participation among Canadian lone mothers, 1973-1991. Canadian Journal of Economy 589-612, 1999
- 31 高橋喜久江, 売買春問題にとりくむ, 明石書店, 2004
- 32 高橋・湯前編, 売春・買春 現代のエスプリ No230, 至文堂, 1986
- 33 田中弘子ほか, さまざまな性, 大月書店, 1994
- 34 田中弘子, 「婦人保護事業」の拡大する役割と現代的意義, 新しい家族 第29号, 1996
- 35 田中弘子, 自立への援助, Gに生きた女性たち, ドメス出版, 1997
- 36 田中弘子, うちがわから見る新宿～居場所、共生、さまざまのセクシュアリテイ～, ウィズ新宿 No.73, 2000
- 37 田中弘子, 「売防法」と「DV法」, Gだより 第21号, 2001
- 38 東京都新宿区新宿福祉事務所, 要保護女子についての調査(1), 1971
- 39 同(2), 1974
- 40 東京都民生局, 東京都の婦人保護—売春防止法全面施行15周年記念—, 1973
- 41 東京都民生局婦人部, 東京都婦人更正資金借受者実態調査, 1962
- 42 東京都民生局婦人部, 外国の売春対策の現況, 1970
- 43 東京婦相会, タイ・シェルターと帰国した女性たち 現地調査報告集, 1996
- 44 内閣総理大臣官房審議室, 売春対策審議会—その25年の歩み—, 1982
- 45 デラコステ, F., アレキサンダー, P., セックス ワーク

- 性産業に携わる女性たちの声，パンドラ，1993
（F.Delacoste, P.Alexander, SEX WORK, 1987）
- 46 波田・平川，シェルター，青木書店，1998
- 47 日仏女性研究学会，買われる性・女性と子ども 女性空間 Espace de Femmes 16，日仏女性資料センター，1999
- 48 売買春問題ととりくむ会，V T R；記録映画 売春，売買春問題ととりくむ会，1956
- 49 Hao,L.,Blinton,M.C., Productive Activities and Support Systems of Single Mothers, American Journal of Sociology,1305-44,1997
- 50 林，婦人福祉研究会，現代の売買春と女性，女性福祉研究会，1995
- 51 林・堀，ほか，婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ，ドメス出版，2000
- 52 パンドラ編，買う男、買わない男，現代書館新装版，1995
- 53 ブリジェット・ヒル，福田訳，女性たちの十八世紀，みすず書房，1990
- 54 プリチャー，P.石井訳，私は娼婦じゃない，めこん，1994
- 55 藤野豊，性の国家管理／買売春の近現代史，不二出版，2001
- 56 伏見憲明編，Queer Japan VOL.2，刑草書房，2000
- 57 藤目ゆき，性の歴史学，不二出版，1999
- 58 婦人保護事業制度研究会編，婦人保護事業ハンドブック，日本児童福祉協議会，2004
- 59 編集復刻版，買売春問題資料集成 戦前編 第Ⅰ期，不二出版，1998
- 60 同 戦前編 第Ⅱ期，不二出版，2004
- 61 細谷 実，リブの売春論とセックス・ワーク論とをつなぐ，日本女性学会学会誌，女性学 VOL.10，新水社，2002
- 62 Hopkinson,A., 五味・京極訳，未婚の母たち PART I その境遇，連合出版，1980（Hopkinson,A., SINGLE MOTHERS—THE FIRST YEAR, the Scottish Council for the Single Parents, 1976）
- 63 同 PART II その自立，1980
- 64 マッキノン,C. 鈴木訳，セクシュアルハラメント 現代思想 Vol.20-1，青土社，1992
- 65 宮台・河野，ほか，援助交際をする娘へ 論座4，朝日新聞社，1998
- 66 宮台・速水，ほか，＜性の自己決定＞原論，紀伊国屋書店，2001
- 67 Mooney,J., Gender, Violence and the Social Order, MACMILLAN PRESS LTD, 2000
- 68 森田・福原，他，女性に対する暴力—フェミニズムからの告発—，松香堂，1998
- 69 Radford,J.,ほか編，Women, Violence and Strategies for Action, Open University Press, 2000
- 70 リム，L.L.編著、大間知ほか訳，セックス「産業」—東南アジアにおける売買春の背景—，日本労働研究機構，1999（International Labour Organization, THE SEX SECTOR: The economic and social bases of prostitution in Southeast Asia, 1998）
- 71 若尾典子，買売春と自己決定，J URIST NO.1237, 有斐閣，2003
- 72 渡辺・朴，ほか，売春は労働か インパクション84, インパクト出版会，1994